資料３

いわきネウボラの推進に係る（仮称）地域協議会の考え方

１　地域との連携

いわきネウボラでは、地域との連携について、次の点を考えながら、進めていくこととしている。

⑴　地域子育て支援拠点の整備

こども元気センターや児童館のほか、公民館、保育所、幼稚園を地域子育て支援拠点（ブランチ）として、相談・情報提供機能などを整備

☞ **地域子育て拠点施設のあり方と、教育・保育のあり方（基幹型保育所）等の中で検討を進める。**

⑵　さらなる支援の充実に向けて多様な主体と連携

子育て支援の充実に向けて共創の仕組みをつくるため、地域の皆さんやＮＰＯ法人、医療機関、子育て支援団体などの関係機関と連携

☞ **市全体、各地域に協議会の設置を検討することとなっており、関係機関と協議。**

２　地域協議会設置の考え方

⑴　市地域福祉計画との整合

平成25年度に策定した新・市地域福祉計画は、平成27年３月に策定した「市子ども・子育て支援事業計画」（こどもみらいプラン）を含む保健福祉の各個別計画をつらぬく、上位計画として位置付けられている。

（市新・地域福祉計画の概要）

同計画は、基本理念として「誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができるまち　いわき」をコンセプトに、地域連携のための各機関の充実・強化策として、エリアを　地区保健福祉センターエリアを単位とした圏域を設定し、その連携体制の確立として、中地域（７地区）、大地域（市全体）、小地域（行政区単位等）に分け進めることとしている。

（計画抜粋※エリアについて）

① 中地域機関（７地区保健福祉センター、社会福祉協議会（13地区）、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等）については、ア　専門性の確保、イ　個別支援における役割の明確化、ウ　社会福祉協議会（13地区）機能の充実（情報共有、民生委員との連携など）

② 大地域機関（全市、市社会福祉協議会等）については、中地域機関との連携を密にし（会議の開催等）、利用者ニーズの把握に努めながら課題解決・政策立案を図る。

③ 小地域については、ア　各団体の活動支援、イ　多団体参加による活動体制の充実・強化

（計画抜粋※地域包括ケアについて）

地域における関係機関（団体）が横につながる（連携する）ことによって、医療や介護、生活支援サービス等必要なサービスを総合的・継続的に提供するしくみのことで、介護等が必要となっても暮らし続けることのできる環境を地域に創る取り組み。

今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中で、介護及びその他の生活支援サービスを地域に確保し、医療と有機的に連携し、住まいに配慮する（バリアフリー、安否確認、緊急時対応等）ことにより暮らし続けることのできる地域づくりを行う必要がある。

⑵ 地域包括ケアシステム、「地域共生社会」実現に向けた動きとの連動

① 地域包括ケアシステム（小地域ケア会議は地域包括支援センターが開催）

少子高齢化が急速に進行する中、超高齢社会の到来に対応するため、高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築することが求められており、本市においても、「第 7 次市高齢者保健福祉計画」に基づき、市内の医療関係者、介護関係者、生活支援関係者、行政関係者などが一同に会し、市全体の課題について検討する「いわき市地域包括ケア推進会議」（全体会議※H28－４回）を平成 27 年６月 1 日付けで設置。H29.4 より地域包括支援センターには、障がい者相談支援員を配置するなど徐々に裾野が広がってきている。

また、中地域ケア会議は７地区保健福祉センター単位で設置されており（※H28－15 回）、さらに細かい単位で小地域ケア会議、個別ケア会議等が各地区で実施されている。

地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組み（国資料）であり、将来的には、「地域共生社会」（※）の実現に向け、子ども・子育て支援まで広げていくものとなっている。

※地域共生社会：地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会

国では、平成 28 年度に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付け、地域福祉を推進することとしている。

※『地域包括ケアシステムの深化、「地域共生社会」の実現』として、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、１人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会（「地域共生社会」）の実現、対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換などの方針を打ち出している。

（地域ケア会議のイメージ）

② 住民支え合い活動づくり事業（第２層は社会福祉協議会に委託）

地域住民や企業など多様な主体による生活支援サービスの充実を目指し、地域の高齢者、子育て世代、子どもや障がい者などに必要な支援を共に考え、支援等を自発的に行う「住民支え合い活動」の創出を支援し、既存組織の有機的連携や社会参加の増加、共生社会の構築を目指し、13 地区に協議体を設置し、地域単位で勉強会や交流会、ニーズ調査等を行う。

※第１層協議体＝全市、第２層協議体＝13 地区、第３層協議体＝生活圏である行政区、自治会、小学校区（※もともと社協で実施していた小地域活動事業を発展的に改変し、H29 は H28 のモデル事業 15 地区をベースに展開）

①と②は、小地域単位では、①が専門職を中心とした個別ケアからの積み上げであることに対し、②は、地域住民が活動主体となり、自主的にひとり暮らし高齢者等の支え合いを行う「協議体」の立ち上げ支援や活動支援を行うもの。

ネウボラにおいても、①でいう個別ケア、ケース検討と、②でいう地域活動団体の取り組みからの支援と、双方の側面があり、将来的には両面の展開に入っていくことが望ましい。

（住民支え合い活動づくり事業のイメージ）

③　①②の今後の動向と子ども・子育て分野との整合性

上記のとおり、今後は①地域包括ケアシステムの深化の中で、子ども・子育て関連の事業は入っていくこととなるが、現在実施されている構成委員は、高齢者、障がい者をキーワードとした介護、予防、医療、生活支援、行政の各機関から構成されている。

このため、子ども・子育てが議題の会議の場合、子どもと高齢者の交流事業など共通事項は協議しやすいが、子育てに特化した専門的なものとなると、議題が離れすぎることが考えられる。

また、②の住民支え合い事業は、これも活動団体が子ども・子育てに関わる地区もあるが、高齢者中心であること、また、今年度は、モデル事業から住民支え合い活動の全市的展開と中地域単位では、13 地区での協議体の立ち上げが予定されており、多様な団体活動への発展には醸成に期間を要する。（国の目標は H37（2025 年））

なお、いわきネウボラにおいては、小地域レベルでは、①②の両方の側面を持っている。

①　地域包括ケアシステムにおける個別ケース支援会議、マネジメント支援

（ネウボラ⇒チーム体制による支援）

支援が必要な妊産婦等に対し、支援チーム（ケースワーカー、保健師、家庭相談員等）における検討会（チーム体制によるハイリスクアプローチ）を想定

※　これは、ネウボラにおいてスタート時より各地区センター単位で実施しているもの。

②　住民支え合い事業における地域の様々な活動との連携

（ネウボラ⇒地域の多様な子育て活動団体の情報提供と連携）

子育て世帯等に対し、母子保健コンシェルジュ、子育てコンシェルジュ等による地域の子育て関係団体等（子育てサロン、子育てサークル、ボランティアグループ）の情報提供を行うほか、連携の実施

※　これは、現在情報提供や一部団体等の連携もあるものの、団体等が局所局所であり、地域としての課題抽出、支え合い活動の実施に向けては、高齢者も本格導入したばかりの段階でもあり、子育てにおいてももう少し期間を要する。

⇒　ネウボラも将来的には①地域包括ケアシステム、②住民支え合い活動づくり事業と重なっていくことが望ましいが、①と②の役割分担と連携等については、高齢分野においても現在整理がなされていること、ネウボラでは小地域レベルでは①が業務として既に実施しているが、②は今後醸成が必要なこと、などを踏まえると、現時点では、小地域、中地域、大地域それぞれで組織構成を可能な限り既存の組織を生かしながら、整理する方がよいと思われる。

また、これら取り組みは、形成過程においてネウボラの普及啓発と情報共有が必要であり、当面は、中地域単位、小地域単位の組織については、ネウボラを知ってもらうため、地区や団体等への説明等を実施していく。

3　協議会の考え方

以上を踏まえると次のように整理できる。

⑴　地域単位

「新・市地域福祉計画」は地域包括ケアシステムを所管する「市高齢者保健福祉計画」や「市子ども・子育て支援事業計画」などの上位計画であり、地域エリアも整合が図られること。

⇒　このことから、地域単位は、大地域１、中地域７、小地域単位としたい。

⑵　大地域（全体会議）の考え方

既に児童福祉専門分科会がネウボラの審議を行ってきており、仮に新たな組織を立ち上げる場合は委員の重複、情報共有、審議の棲み分けなどに課題もあり、適切でないものと考えられる。

児童福祉専門分科会の審議事項は、次の「児童福祉に関する事項の調査審議」のほか、「市子ども・子育て支援事業計画」の変更、幼保連携型認定こども園の認可等となっており、これまで、本市の子ども・子育て支援に関する審議事項として、ネウボラも複数回審議してきた。

このようなことから、全体会議は分科会において進行管理することが最適であると考える。

（児童福祉、母子保健等関係各法）

・ 児童福祉に関する事項の調査審議（社会福祉法第 12 条第１項）

・ 児童福祉施設の設置者に対する業務停止命令の場合の意見（児童福祉法第 46 条第４項）

・ 児童福祉施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるように勧告する場合の意見（児童福祉施設設備運営基準第３条第１項）

・ 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申（母子及び寡婦福祉法第７条）

・ 母子福祉資金貸付金の停止の場合の意見（母子及び寡婦福祉法施行令第 13 条）

・ 母子保健に関する事項の調査審議及び関係行政機関への意見具申（母子保健法第７条）

・ 保育所の設置の認可の場合の意見（児童福祉法第 35 条第６項）

（子ども・子育て支援法）

・ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更をする場合（教育・保育施設、地域型保育施設の定員設定）

・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況

（認定こども園法）

・ 幼保連携型認定こども園の認可、廃止、事業停止・施設閉鎖命令、認可取消し

但し、分科会の構成として、ネウボラにおける母子保健分野の専門的評価が必要な場合は、適宜保健分野から適任者をオブザーバーで参加いただくなどにより、評価をして参りたい。

全体会議における委員の構成（参考）

地域包括ケア推進会議（H29. 8 予定）		児童福祉専門分科会（H29.7 現在）	
分野		分野	
介護	いわき市介護支援専門員連絡協議会 福島県小規模多機能型居宅介護事業連絡会いわき支部 いわき地区障がい者福祉連絡協議会 （一社）福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会		
予防	特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき （一社）福島県作業療法士会いわき支部 （一社）福島県理学療法士会いわき支部 （一社）福島県言語聴覚士会いわき支部		
医療	（一社）いわき市医師会２ （一社）いわき市歯科医師会 （一社）いわき市薬剤師会 （一社）いわき市病院協議会 福島県認知症疾患医療センター いわき市訪問看護ステーション連絡協議会	医療	（一社）いわき市医師会（小児科） （一社）いわき市医師会（精神科）
生活支援	（社福）いわき市社会福祉協議会 いわき市民生児童委員協議会 いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会	子育て支援 子育て支援	（社福）いわき市社会福祉協議会 いわき市民生児童委員協議会
学識経験者	いわき明星大学 福島県弁護士会いわき支部	学識経験者	いわき明星大学
行政	福島県相双保健福祉事務所いわき出張所 市立総合磐城共立病院 市保健福祉部（事務局） 市保健福祉部保健所	子育て支援	福島県浜児童相談所 市こどもみらい部（事務局）
		教育分野	いわき市私立幼稚園協会 いわき市私立幼稚園協会ＰＴＡ連合会 いわき市小・中学校長会連絡協議会 いわき市公立幼稚園ＰＴＡ連絡協議会
		児童福祉分野	いわき市学童保育連絡協議会事務局 福島県保育協議会いわき支部 いわき市保育所（園）保護者会連合会
		公募委員	２名

⑶　中地域（７地域）の考え方

中地域は、地域包括支援システムでは、各地区保健福祉センター単位で構成されている。子ども・子育て関連では、要保護児童対策協議会が同一の地域単位で実施されているが、それ以外では基盤となる組織はなく、将来的な地域包括ケアシステムとの連結や、子どもから高齢者まで入った事業展開も中地域であれば議題が絞りやすいことなどを踏まえると、既存の地域包括ケアシステムとの連結が最も適していると考える。

一方で議題が離れる場合もあることを踏まえ、既存の中地域会議を２部構成として、第１部（高齢・障がいの専門事項）、第２部（子ども・子育て専門事項）とし、必要に応じ、高齢者・子ども・子育て共通事項を間に入れるなどとした会議構成を考えて参りたい。

⑷　小地域の考え方

各地区保健福祉センターにおける子育てコンシェルジュ、母子保健コンシェルジュの個別相談、養育困難な家庭など支援が必要な場合のチーム体制（ケースワーカー、保健師等）によるアプローチなどを通し、事例の集積等を行い、中地域会議につないでいく形としたい。

⑸　まとめ

以上から、次のとおり整理し、中地域については、地域包括ケア推進会議（中地域ケア会議）をベースに保健福祉部各課及び地区保健福祉センターをはじめ、地区社会福祉協議会、民生児童委員会協議会、行政嘱託員協議会等を通し、ネウボラの普及啓発を図りながら、将来的には２層協議体との連結も視野に組織の構築を目指して参りたい。